

議第九十一号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例について

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年九月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「法人又は入居者と同程度以上の収入を有する個人で知事が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第三項を削る。

第二十二条第一項中「失そう」を「失踪」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。

第四十九条第二項第三号を次のように改める。

三 第十条第二項の規定により期間を延長すること。

第四十九条第三項中「から第十一条まで」を「、第九条、第十条第二項、第十一条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県県営住宅条例（以下「新条例」という。）第十条第一項第一号（新条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第九条（新条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する入居者の決定及び新条例第二十二条第二項（新条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する入居の承継の承認がされた者について適用する。

提 案 説 明

県営住宅の入居の際に必要としていた連帯保証人を不要とするため、この条例を定めようとする

